

令和3年議案第7号

愛北広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年12月24日提出

愛北広域事務組合

管理者 扶桑町長 鯖瀬 武

提案理由

この案を提出するのは、行政手続きにおける押印廃止に向けた見直しの一環として改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和47年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「署名なつ印」を「署名」に改める。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。